

Q & A とケースでみる 休眠担保権等の抹消登記

—担保権・用益権・買戻し特約・仮登記—

—お詫びと訂正—

本書の初版（令和6年2月22日発行）に誤りがございました。

ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 343 頁 登記申請書等 の 2 行目（下線部分）

登 記 申 請 書	
登記の目的	<u>根抵当権抹消</u>

(2) 344 頁 1～5 行目（下線部分）

3	義務者として <u>根抵当権者</u> を記載し、登記記録上の法人の本店・商号を記載します。
4	登記原因証明情報として、供託書正本で、 <u>根抵当権</u> の登記の表示（不動産・債権及び抵当権の表示）がされているものは、登記原因証明情報として扱うことができます。

(3) 345 頁 **書式**〇供託書「供託の原因たる事実」欄の下から
5～1 行目（下線部分）

供託 の 原 因 た る 事 実	[略]
	記 根抵当権：〇〇法務局昭和7年6月1日受付第2500号 根抵当権者：被供託者 根抵当権設定者兼債務者：甲県乙市丙町6番地 齊藤太郎 根抵当権の目的物 甲県乙市丙町3丁目3番 宅地 300平方メートル 元本極度額 5,000円 利息 年6分 損害金 年6分 弁済期とみなす日 昭和10年6月2日

2024年8月

新日本法規出版株式会社